

第四十二号議案

東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都立学校の授業料等徴収条例（昭和二十二年東京都条例第九十一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「東京都立の」の下に「小学校、」を加える。

第二条第一項第三号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 小学校 二、二〇〇円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都立小学校の設置に伴い、入学考査料を定める必要がある。